

寄付金募集要領

■団体名称：公益社団法人 日本精神保健福祉連盟

■募集総額： 3,000,000円

(前年度の決算ならびに今年度予算についてはホームページをご参照願います)

■対象期間：2020年4月1日～2021年3月31日(1年間)

■募集期間：2020年4月1日～2021年3月31日

■寄付金募集事務局：公益社団法人 日本精神保健福祉連盟
住所 〒108-0023
東京都港区芝浦3-15-14 日精協会館内
連絡先等 TEL 03-5232-3308 fax 03-5232-3309
事務局 中山拓治(なかやま たくじ)

■寄付金の主な用途：

2020年度の年間事業 おもに「精神保健福祉全国大会」の開催費用、「精神障害者スポーツ大会」の開催費用等に支出する。

■寄付金振込先：

銀行名・支店名 三菱UFJ銀行 本店 普通預金
口座名 公益社団法人 日本精神保健福祉連盟
よみがな こうえきしゃだんほうじん にほんせいしんほけんふくしれんめい

口座番号 7644854

■寄付金振込み締切日：2021年3月31日

■お問い合わせ先：

社団法人 公益日本精神保健福祉連盟
担当者名 勝田 みどり
TEL. 03-5232-3308
FAX. 03-5232-3309
E-mail f-renmei@nisseikyo.or.jp

寄付申込書

平成 年 月 日

公益社団法人 日本精神保健福祉連盟 会長 殿

社名
住所
代表者
TEL.
FAX.
(担当者)

貴団体の2020年度の年間事業おもに「精神保健福祉全国大会」の開催、「精神障害者スポーツ大会」開催等の活動の主旨に賛同し、下記の金額の寄附を申し込みます。

記

寄付金額 金 円也

振込み予定日： 年 月 日

以上

平素より、当連盟の事業にご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

公益社団法人である当連盟は、寄付優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当することとなります。当連盟に対する寄付が特定寄付金（所得税法78条2項）となり、寄付者は、一定金額をその所得から控除することが可能となる。）

特定公益増進法人・税制上の優遇措置

- 個人の場合には、会費・賛助会費・寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える部分の金額（所得金額の40%が上限）を所得から控除されます。－ 所得税法第78条第1項、第2項第3号
- 法人の場合には、一般の寄附金に係る損益算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。－ 法人税法第37条第4項
- 相続財産を寄附した場合には、相続税の課税価格の計算の基礎から除くことが認められています。－ 租税特別措置法第70条第1項